

資産課税課情報	第15号	平成30年10月4日	国税庁資産課税課
---------	------	------------	----------

『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）の趣旨説明（情報）

平成30年6月28日付課資3-2ほか3課共同『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

〈省略用語例〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

措置法、(措法) .....	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)
(改正前措法) .....	所得税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第7号) による 改正前の措置法
措置法令、(措令) .....	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)
措置法通達 .....	租税特別措置法 (株式等に係る譲渡所得等関係) の取扱いについ て (平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同)
(所法) .....	所得税法 (昭和40年法律第33号)
所得税法令、(所令) .....	所得税法施行令 (昭和40年政令第96号)
所得税基本通達 .....	所得税基本通達の制定について (昭和45年7月1日付直審(所)30)
法人税法令、(法令) .....	法人税法施行令 (昭和40年政令第97号)
産業競争力強化法、(産競法) .....	産業競争力強化法 (平成25年法律第98号)
会社法 .....	会社法 (平成17年法律第86号)
農地法 .....	農地法 (昭和27年法律第229号)

※ 各法令等は、平成30年9月28日現在による。

# 目 次

第 1	「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について	
1	措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係	
	37の10・37の11共－9（特定譲渡制限付株式等の価額）	1
2	措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係	
	37の10－1（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の合併の場合）	4
	37の10－2（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の分割の場合）	7
3	措置法第37条の13の3《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係	
	37の13の3－1（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）	11
4	措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係	
	37の14－5の2（非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管）	14
5	措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係	
	37の14の2－4の2（非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管）	16
第 2	「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について	
	○ なし	
第 3	「所得税基本通達の制定について」の一部改正について	
	○ 法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係	
	58－2の2（交換の対象となる耕作権の範囲）	19

# 第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

## 1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

### 【新設】

#### （特定譲渡制限付株式等の価額）

**37の10・37の11共－9** 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式のその譲渡についての制限が解除された日における価額は、所基通23～35共－5の4《特定譲渡制限付株式等の価額》により求めた価額とする。

### 《説明》

1 平成30年度税制改正において、特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲に、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得した一定の特定譲渡制限付株式等（所得税法令第84条第1項《譲渡制限付株式の価額等》に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式をいう。以下同じ。）で、特定口座への受入れを、その特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された時にその制限が解除された特定譲渡制限付株式等の全てについて振替の方法により行うものが追加された（措法37の11の3③二ハ、措令25の10の2⑭二十五）。

2 ところで、個人が法人に対して役務の提供をした場合に、その役務の提供の対価として特定譲渡制限付株式がその個人に交付されたとき（法人の合併や分割型分割により被合併法人又は分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に交付される承継譲渡制限付株式がその個人に交付されたときを含む。）における、その特定譲渡制限付株式等の交付に係る経済的利益は、その特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された日における価額により課税することとされており（所令84①）、また、その交付された特定譲渡制限付株式等の取得価額についても、その特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された日における価額とされている（所令109①二）。

この譲渡についての制限が解除された日における価額の具体的な評価の方法を明らかにするため、所得税基本通達23～35共－5の4《特定譲渡制限付株式等の価額》及び同48－1の2《特定譲渡制限付株式等の価額》をそれぞれ定めているところである。

なお、所得税基本通達48－1の2は、同23～35共－5の4の取扱いを準用する内容となっている。

3 特定譲渡制限付株式等を特定口座に受け入れる際の取得価額や特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された後に譲渡する場合の取得価額は、上記2のとおり、所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》の規定により、その特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された日における価額によることになるのであるが、本項は、その具体的な価額は、所得税基本通達48－1の2と同様に、同23～35共－5の4により求めた価額によることを明らかにしたものである。

これは、上記1の改正による特定譲渡制限付株式等の特定口座への受入れ時の取得価額の算定方

法の明確化のほか、所得税法令第84条第2項各号に掲げる権利の行使により取得した有価証券の取得価額については、所得税基本通達48-2《発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額》及び措置法通達37の10・37の11共-9の2《付与された権利の行使等により取得した株式等の価額》の両通達において具体的に明らかにしていることとの平仄を考慮し、措置法通達においても、措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係により明確化したものである。

(参考)

## ○ 所得税基本通達(抄)

### (特定譲渡制限付株式等の価額)

23～35共-5の4 特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次による。

- (1) 特定譲渡制限付株式等が金融商品取引所に上場されている場合 当該特定譲渡制限付株式等につき金融商品取引法第130条《総取引高、価格等の通知等》の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)
- (2) 令第84条第1項に規定する承継譲渡制限付株式(以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合 当該旧株の最終の価格を基準として当該承継譲渡制限付株式につき合理的に計算した価額
- (3) (1)の特定譲渡制限付株式等及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該特定譲渡制限付株式等又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額
  - イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
  - ロ 公開途上にある特定譲渡制限付株式等で、当該特定譲渡制限付株式等の上場又は登録に際して特定譲渡制限付株式等の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額  
(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。
  - ハ 売買実例のないもので交付法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額
  - ニ イからハまでに該当しないもの 譲渡制限が解除された日又は同日に最も近い日におけるその特定譲渡制限付株式等の交付法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(特定譲渡制限付株式等の価額)

48-1の2 令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式のその譲渡についての制限が解除された日における価額は、23～35共-5の4により求めた価額とする。

## 2 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

### 【一部改正】

#### (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)

37の10-1 措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

- (1) 法人の合併に当たり、措置法第37条の10第3項の規定により、被合併法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額（所得税法第25条第1項《配当等とみなす金額》の規定に該当する部分の金額（以下37の10-5までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。

$$\text{収入金額とみなされる金額} = \frac{\text{法人の合併により交付を受けた合併法人の株式又は合併親法人の株式及びそれ以外の— みなし配当額}}{\text{資産の価額の合計額}}$$

(注) 「合併法人」とは、措置法第37条の10第3項第1号に規定する合併法人をいい、「合併親法人」とは、合併法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する関係がある法人をいう（以下同じ。）。

$$\text{取得価額} = \text{旧株の従前の取得価額の合計額}$$

また、当該合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第6号《有価証券の取得価額》の規定により、取得のために通常要する価額となる。

- (2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式若しくは合併親法人の株式又は所得税法令第112条第2項《合併により取得した株式等の取得価額》に規定する無対価合併が行われた場合の合併法人の株式の1株当たりの取得価額は、同条第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。

#### イ ロ以外の合併

$$\text{取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[ \begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} + \text{旧株1株当たりのみなし配当額} + \text{旧株1株当たりの合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得費用} \end{array} \right] \div \text{旧株1株について取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の数}$$

#### ロ 所得税法令第112条第2項に規定する無対価合併

$$\text{無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[ \begin{array}{l} \text{合併法人の1株の従前の取得価額} + \left[ \begin{array}{l} \text{無対価合併の直前に有していた旧株1株の従前の取得価額} + \frac{\text{旧株1株当たりのみなし配当額}}{\text{旧株1株の数}} \end{array} \right] \times \frac{\text{旧株の株式の数}}{\text{合併法人の株式の数}} \end{array} \right]$$

なお、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条の3第2項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する無対価合併に該当する合併で、同項第2号ロに掲げ

る関係があるもの以外のものが行われた場合の当該無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額は、合併法人の1株当たりの従前の取得価額となる。

- (3) 合併法人が、措置法第37条の10第3項第1号に規定する法人の合併に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法(平成17年法律第86号)第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用については、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。

#### 《説明》

- 1 平成30年度税制改正において、組織再編税制の適格要件等が見直され、いわゆる無対価組織再編成についても適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法が明確化されている。

この明確化の一環として、合併法人が被合併法人の株主等に対し合併により株式(出資を含む。以下1において同じ。)その他の資産を交付しなかった場合においても、その合併が合併法人の株式の交付が省略されたと認められる合併として一定のもの<sup>(注)</sup>に該当するときは、その株主等がその合併法人の株式の交付を受けたものとみなして、みなし配当課税が行われることとされた(所法25②)。

(注) 法人税法令第4条の3第2項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する無対価合併で、被合併法人及び合併法人の株主等(その被合併法人及び合併法人を除く。)の全てについて、「その者が保有するその被合併法人の株式の数(出資の場合は金額)」の「その被合併法人の発行済株式等(その合併法人が保有するその被合併法人の株式を除く。)の総数(出資の場合は総額)」のうちに占める割合と「その者が保有するその合併法人の株式の数(出資の場合は金額)」の「その合併法人の発行済株式等(その被合併法人が保有するその合併法人の株式を除く。)の総数(出資の場合は総額)」のうちに占める割合が等しい場合の合併をいう(所令61④一、法令4の3②一、二ロ)。

- 2 また、上記1のとおり、一定の無対価合併の場合にみなし配当課税が行われることとされたことに伴い、居住者の有する株式について、その株式を発行した法人を合併法人とする合併(法人課税信託に係る信託の併合を含む。)で、上記1(注)に該当する無対価合併が行われた場合における「合併法人の株式1株当たりの取得価額」の算出方法も改正が行われた(所令112②)。

すなわち、「無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額」は、「合併法人の1株の従前の取得価額」に、「無対価合併の直前に有していた被合併法人の株式(以下3までにおいて「旧株」という。)1株の従前の取得価額(上記1のみなし配当課税が行われる場合は、旧株1株当たりのみなし配当額を加算した金額)」に「旧株の株式の数」を乗じてこれを「合併法人の株式の数」で除して計算した金額を加算した金額とされた。

- 3 本項(2)ロは、所得税法令第112条第2項《合併により取得した株式等の取得価額》に規定する無対価合併が行われた場合における「合併法人の株式1株当たりの取得価額」の算出方法を留意的に明らかにしていたものであるため、上記2の改正を踏まえ、所要の改正を行ったものである。



具体的には、次の算式により算出した金額によることを留意的に明らかにしている。

$$\text{無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額} = \text{合併法人の1株の従前の取得価額} + \left[ \left( \text{無対価合併の直前に有していた旧株1株の従前の取得価額} + \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \right) \times \frac{\text{旧株の株式の数}}{\text{合併法人の株式の数}} \right]$$

- 4 なお、無対価合併であっても、被合併法人の株式に係る取得価額を合併法人の株式に係る取得価額に付替えを行うのは、上記1（注）に該当するものに限られている（所令112②）ことから、取得価額の付替え計算を行わない場合を明らかにしていた本項(2)なお書についても所要の改正を行っている。
- 5 また、本項は、措置法通達37の11-11《上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合等》において準用することとしている。

**【一部改正】**

**（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合）**

**37の10-2** 措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

- (1) 法人の分割に当たり、措置法第37条の10第3項の規定により、分割法人の株式（以下この項において「所有株式」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額（みなし配当額を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。

$$\text{収入金額とみなされる金額} = \frac{\text{法人の分割により交付を受けた分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額}}{\text{みなし配当額}}$$

(注) 「分割承継法人」とは、措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割承継法人をいい、「分割承継親法人」とは、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第6項に規定する関係がある法人をいう（以下同じ。）。

取得価額＝所有株式の従前の取得価額の合計額×純資産移転割合

(注) 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号《所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等》に規定する割合で、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号《定義》に規定する資本金等の額（以下37の10-3までにおいて「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下37の10-3までにおいて「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、当該分割型分割の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。

$$\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額（※1）} - \text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額（※1）}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額（※2）} - \text{分割法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額（※2）}}$$

※1 分割法人の分割型分割の直前の帳簿価額による。

※2 分割法人の分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時の帳簿価額による。

また、当該分割があった日以後における所有株式1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条第3項《分割型分割により取得した株式等の取得価額》の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第6号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

$$\text{分割後の所有株式1株当たりの取得価額} = \text{所有株式1株の従前の取得価額} - \left[ \text{所有株式1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の所有株式及び当該分割により取得した分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人又は所得税法令第113条第2項に規定する無対価分割型分割が行われた場合の分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、同条第1項から第3項までの規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。

イ ロ以外の所得税法第24条第1項《配当所得》に規定する分割型分割

$$\text{分割後の所有株式1株当たりの取得価額} = \text{所有株式1株の従前の取得価額} - \left[ \text{所有株式1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

$$\text{取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[ \text{所有株式1株について取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の数} \times \text{純資産移転割合} \right] + \left[ \text{分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりのみなし配当額} + \text{分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の取得費用} \right]$$

ロ 所得税法令第113条第2項に規定する無対価分割型分割

$$\text{分割後の所有株式1株当たりの取得価額} = \text{所有株式1株の従前の取得価額} - \left[ \text{所有株式1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

$$\text{取得した分割承継法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[ \text{分割承継法人の株式1株の従前の取得価額} + \left[ \text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \times \text{旧株の株式の数} \div \text{分割承継法人の株式の数} + \frac{\text{分割承継法人の株式1株当たりのみなし配当額}}{\text{分割承継法人の株式1株当たりの取得価額}} \right] \right]$$

(注) 「旧株」とは、無対価分割型分割の直前に有していた分割法人の株式をいう。

なお、法人税法施行令第4条の3第6項第1号イに規定する無対価分割に該当する分割型分割で、同項第2号イ(2)に掲げる関係があるもの以外のものが行われた場合の分割法人の株式1株当たりの取得価額は、所有株式1株の従前の取得価額となり、分割承継法人の株式1株当たりの取得価額は、分割承継法人の株式1株の従前の取得価額となる。

(3) 法人税法第2条第12号の9イに規定する分割型分割に係る分割法人が措置法第37条の10第3項第2号に規定する法人の分割に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合における同号の規定の適用については、所基通57の4-1に準じて取り扱う。

## 《説明》

- 1 平成30年度税制改正において、組織再編税制の適格要件等が見直され、いわゆる無対価組織再編成についても適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法が明確化されている。

この明確化の一環として、分割法人がその分割法人の株主等に対し分割型分割により株式（出資を含む。以下1において同じ。）その他の資産を交付しなかった場合においても、その分割型分割が分割承継法人の株式の交付が省略されたと認められる分割型分割として一定のもの<sup>(注)</sup>に該当するときは、その株主等がその分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、みなし配当課税が行われることとされた（所法25②）。

(注) 法人税法令第4条の3第6項第1号イに規定する無対価分割に該当する分割型分割で、分割法人の株主等（その分割法人及び分割承継法人を除く。）及び分割承継法人の株主等（その分割承継法人を除く。）の全てについて、「その者が保有するその分割法人の株式の数（出資の場合は金額）」の「その分割法人の発行済株式等（その分割承継法人が保有するその分割法人の株式を除く。）の総数（出資の場合は総額）」のうちに占める割合と「その者が保有するその分割承継法人の株式の数（出資の場合は金額）」の「その分割承継法人の発行済株式等の総数（出資の場合は総額）」のうちに占める割合が等しい場合の分割型分割をいう（所令61④二、法令4の3⑥一イ、ニイ(2)）。

- 2 また、上記1のとおり、一定の無対価分割に該当する分割型分割の場合にみなし配当課税が行われることとされたことに伴い、居住者の有する株式について、その株式を発行した法人を分割承継法人とする分割型分割で、上記1（注）に該当する無対価分割に該当する分割型分割が行われた場合における「分割承継法人の株式1株当たりの取得価額」の算出方法の改正も行われた（所令113②）。

すなわち、「分割承継法人の株式1株当たりの取得価額」は、「分割承継法人の株式1株の従前の取得価額」に、「無対価分割に該当する分割型分割の直前に有していた分割法人の株式（以下3までにおいて「旧株」という。）1株の従前の取得価額」に「純資産移転割合」を乗じて計算した金額に「旧株の株式の数」を乗じてこれを「分割承継法人の株式の数」で除して計算した金額（上記1のみなし配当課税が行われる場合は、分割承継法人の株式1株当たりのみなし配当額を加算した金額）を加算した金額とされた。

- 3 本項(2)ロは、所得税法令第113条第2項《分割型分割により取得した株式等の取得価額》に規定する無対価分割型分割が行われた場合における「分割承継法人の株式1株当たりの取得価額」の算出方法を留意的に明らかにしていたものであるため、上記2の改正を踏まえ、所要の改正を行ったものである。

具体的には、次の算式により算出した金額によることを留意的に明らかにしている。

$$\text{分割承継法人の株式1株当たりの取得価額} = \text{分割承継法人の株式1株の従前の取得価額} + \left[ \begin{array}{l} \text{旧株の取得価額} \times \text{純資産割} \times \text{旧株式の数} \div \text{分割承継法人の株式数} + \text{分割承継法人の株式1株当たりの配当額} \end{array} \right]$$

- 4 なお、無対価分割に該当する分割型分割であっても、分割法人の株式に係る取得価額を分割承継法人の株式に係る取得価額に付替えを行うのは、上記1（注）に該当するものに限られている（所令113②）ことから、取得価額の付替え計算を行わない場合を明らかにしていた本項(2)なお書についても所要の改正を行っている。
- 5 また、本項は、措置法通達37の11-11《上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合等》において準用することとしている。

### 3 措置法第37条の13の3《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

#### 【新設】

#### （一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）

**37の13の3-1** 措置法第37条の13の3第1項《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定を適用する場合において、同項に規定する認定特別事業再編事業者が同項に規定する特別事業再編により、株主又は出資者（以下この項において「株主等」という。）に交付しなければならない当該認定特別事業再編事業者の株式（以下この項において「交付株式」という。）に一株に満たない端数が生じたため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第32条第3項《株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例》の規定により読み替えて準用する会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する交付株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主等に金銭が交付されたときは、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。

#### 《説明》

1 平成30年度税制改正において、「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例」（措法37の13の3）が創設された。

本特例は、個人が、認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行日<sup>(注)</sup>から平成33年（2021年）3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画について認定を受けた法人をいう。以下同じ。）の行った特別事業再編により、「その有する他の法人の株式（出資を含む。以下「株式等」という。）」を譲渡し、「その認定特別事業再編事業者の株式（以下「交付株式」という。）」の交付を受けた場合、一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）や上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）等の適用については、その株式等の譲渡がなかったものとみなし、その株式等に係る譲渡所得等の課税を繰り延べるものである。

(注) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第198号）により、平成30年7月9日とされた。

2 また、本特例の適用を受けた場合、認定特別事業再編事業者から交付を受けた交付株式の取得価額は、特別事業再編により譲渡した株式等の取得価額（交付株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用を加算した金額）とすることとされた（措令25の12の3）。

3 ところで、本特例に係る産業競争力強化法の特別事業再編については、いわゆる買収会社の株式のみを対価として被買収会社の株式等を取得することが要件の一つとされている。ただし、買収会社の株式と被買収会社の株式等の交換割合（比率）によっては、被買収会社の株主等に対して交付しなければならない買収会社の株式に一株に満たない数の端数が生じる場合が考えられる。

この場合は、産業競争力強化法第32条第3項《株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に

際しての株式の発行等に関する特例》の規定により読み替えられた会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等が準用され、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合は切り捨てる。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その競売により得られた代金を交付しなければならないものなどとされている<sup>(注)</sup>。

(注) 端数に相当する代金（つまり買収会社の株式以外の資産）が交付された場合であっても、これは産業競争力強化法が予定しているもの（産競法32③、会社法234①等）であり、上記の「買収会社の株式のみを対価として被買収会社の株式等を取得すること」という要件を欠くものではない。

4 本項は、本特例を適用する場合において、上記3のとおり、交付株式の端数に相当する代金が株主等に交付されたときは、所得税基本通達57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱うことを明らかにしたものである。

すなわち、この端数に相当する代金については、一旦、一株に満たない数の端数に相当する交付株式が株主等に交付されたものとして取扱い、措置法令第25条の12の3《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定による交付株式の取得価額の計算を行った上で、その一株に満たない数の端数に相当する交付株式の譲渡があったものとして、措置法第37条の10等の規定が適用されることとなる。

(参考)

## ○ 産業競争力強化法（抄）

(定義)

第二条 省略

2～11 省略

12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であって、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ～ロ 省略

二 省略

13～26 省略

## ○ 所得税基本通達（抄）

(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)

57の4-1 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に

満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付されたときは、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。

なお、この場合において、その株主に交付された一株に満たない端数に相当する数の株式については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。

ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主に対して支払う法第57条の4第1項又は第2項に規定する旧株の取得の対価であると認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。



#### 4 措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

##### 【新設】

##### (非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)

37の14-5の2 非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項（同条第18項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により移管される場合には、次に掲げることに留意する。

(1) 当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しており、かつ、当該営業所の長に対し措置法規則第18条の15の3第4項第1号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」（以下この項において「移管依頼書」という。）の提出をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該特定口座に移管される。

なお、同一銘柄の非課税口座内上場株式等については、その一部を措置法令第25条の13第8項第2号に規定する特定口座以外の他の保管口座（以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することはできず、移管依頼書にはその全ての数若しくは持分の割合又は価額を記載しなければならない。

(2) 当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しておらず、かつ、当該営業所の長に対し移管依頼書の提出をしない場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該営業所に開設している特定口座以外の他の保管口座に移管される。

##### 《説明》

1 平成26年に開始された非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法9の8、37の14）（NISA）制度については、平成26年分非課税管理勘定に係る非課税期間が平成30年末で終了することになり、非課税期間終了時の非課税口座内上場株式等の移管手続が初めて行われることになる。

なお、非課税期間終了時に非課税口座内上場株式等を特定口座に移管する場合には、「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」を提出する必要があるところ（改正前措法37の14⑤二、四等）、非課税口座を開設している者の多くは、その非課税口座を開設している金融商品取引業者等に特定口座も開設しているものと考えられ、平成30年の年末にかけて、特定口座への移管手続が多数行われることが想定された。

このため、平成30年度税制改正において、その移管手続に係る事務処理を円滑にする観点から、非課税期間終了時に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合には、非課税期間が終了した非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を、原則、移管手続を行うことなくその特定口座に移管することとされた（つみたてNISAも同様）（措法37の14⑤二、四、措令25の13⑧⑱）。

2 具体的には、非課税期間が終了した非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、同一非課税口座内に設けられる非課税管理勘定に移管（つみたてNISAの場合は不可）されるものを除き、次のとおり移管することとされた（措法37の14⑤二、四、措令25の13⑧⑩）。

(1) NISA

イ その非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設している場合には、その特定口座に移管される（手続不要）。この場合、特定口座に移管される同一銘柄の非課税口座内上場株式等は、その全てをその特定口座に移管する必要がある。

ロ 「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」（以下3までにおいて「一般口座への移管依頼書」という。）を提出した場合には、上記イにかかわらず、一般口座への移管依頼書に記載された非課税口座内上場株式等は、一般口座に移管される。

ハ その非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設していない場合には、一般口座への移管依頼書に記載されていない非課税口座内上場株式等は、その非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている一般口座に移管される（手続不要）。

(2) つみたてNISA

上記(1)と同様

3 非課税期間が終了した非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、上記2(1)のとおり移管されることとされたが、上記2(1)イ又はロに関し、その非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しており、かつ、一般口座への移管依頼書が提出されている場合において、その一般口座への移管依頼書に記載されていない非課税口座内上場株式等はどのように移管されるのか疑義が生じることから、本項(1)は、原則的な移管方法である上記2(1)イにより、特定口座に移管される旨を留意的に明らかにしている。

また、この場合において、上記2(1)イのとおり、特定口座に移管される同一銘柄の非課税口座内上場株式等は、その全てをその特定口座に移管する必要があることから、一般口座への移管依頼書に同一銘柄の非課税口座内上場株式等の一部のみを記載し、残りの同一銘柄の非課税口座内上場株式等を特定口座に移管することはできない。このため、一般口座への移管依頼書には、同一銘柄の非課税口座内上場株式等の全てを記載しなければならないことを留意的に明らかにしている。

一方、上記2(1)ハに関し、その非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に特定口座が開設されておらず、かつ、一般口座への移管依頼書が提出されない場合において、非課税口座内上場株式等はどのように移管されるのか疑義が生じることから、本項(2)は、その営業所に開設されている一般口座に移管されることを留意的に明らかにしている。

なお、つみたてNISAの場合も上記と同様の取扱いとなる。

## 5 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

### 【新設】

#### (非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管)

37の14の2-4の2 未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は未成年者口座開設者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日の翌日において、当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等が、措置法令第25条の13の8第5項から第7項までの規定により移管される場合には、次に掲げることに留意する。

#### (1) 措置法第37条の14の2第5項第2号ホ(1)(i)に規定する移管

イ 当該非課税管理勘定が設けられた未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、かつ、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し措置法規則第18条の15の10第4項第1号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」（以下この項において「移管依頼書」という。）の提出をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、当該特定口座に移管される。

なお、同一銘柄の未成年者口座内上場株式等については、その一部を当該課税未成年者口座を構成する措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する特定口座以外の他の保管口座（以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することはできず、移管依頼書にはその全ての数若しくは持分の割合又は価額を記載しなければならない。

ロ 当該課税未成年者口座を構成する特定口座を開設していない場合には、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、移管依頼書の提出をすることなく、当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管される。

#### (2) 措置法第37条の14の2第5項第2号ホ(1)(ii)又は(2)に規定する移管

37の14-5の2の取扱いに準ずる。

### 《説明》

- 1 措置法通達37の14-5の2《非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管》の改正に係る説明のとおり、平成30年度税制改正において、NISA及びつみたてNISAの非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管手続に係る事務処理を円滑にする観点から、特定口座を開設している場合においては、移管手続を行うことなくその特定口座に移管すること等とされ、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法9の9、37の14の2）（ジュニアNISA）制度においても同様の改正が行われた。ただし、ジュニアNISAにおいては、未成年者口座管理契約により、基準年（未成年者口座開設者が、その年の3月31日において18歳である年）の前年12月31日までは、災害等事由による場合を除き、未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外の他の保管口座への移管ができない、いわゆる払出制限が課せられているため（措法37の14の2⑤二へ）、払出制限期間中に非課税期間が終了する場合の移管については、NISAの場合と若干異なっている（措法37の14の2⑤二ホ、措令25の13の8⑤）。

2 具体的には、払出制限期間中に非課税期間が終了した非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、同一未成年者口座内に設けられる非課税管理勘定（又は継続管理勘定）に移管されるものを除き、次のとおり移管することとされた（措法37の14の2⑤二ロ(2)、ハ(2)、ホ(1)(i)、措令25の13の8④⑤）。

- (1) その非課税管理勘定に係る未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設している場合には、その特定口座に移管される（手続不要）。この場合、特定口座に移管される同一銘柄の未成年者口座内上場株式等は、その全てをその特定口座に移管する必要がある。
- (2) 「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」（以下3までにおいて「一般口座への移管依頼書」という。）を提出した場合には、上記(1)にかかわらず、一般口座への移管依頼書に記載された未成年者口座内上場株式等は、課税未成年者口座を構成する一般口座に移管される。
- (3) その非課税管理勘定に係る未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設していない場合には、課税未成年者口座を構成する一般口座に移管される（手続不要）。

3 払出制限期間中に非課税期間が終了した非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、上記2のとおり移管されることとされたが、上記2(1)又は(2)に関し、その非課税管理勘定に係る未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、かつ、一般口座への移管依頼書が提出されている場合において、その一般口座への移管依頼書に記載されていない未成年者口座内上場株式等はどのように移管されるのか疑義が生じることから、本項(1)イは、原則的な移管方法である上記2(1)により、課税未成年者口座を構成する特定口座に移管される旨を留意的に明らかにしている。

また、この場合において、上記2(1)のとおり、特定口座に移管される同一銘柄の未成年者口座内上場株式等は、その全てをその特定口座に移管する必要があることから、一般口座への移管依頼書に同一銘柄の未成年者口座内上場株式等の一部のみを記載し、残りの同一銘柄の未成年者口座内上場株式等を特定口座に移管することはできない。このため、一般口座への移管依頼書には、同一銘柄の未成年者口座内上場株式等の全てを記載しなければならないことを留意的に明らかにしている。

一方、上記2(3)に関し、その移管方法を定めた措置法令第25条の13の8第5項第2号後段《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》において、「当該課税未成年者口座を構成する特定口座が開設されていない場合における当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等についても、同様とする。」と規定されているところ、同号前段においては、一般口座への移管依頼書の提出についての規定があることから、この場合には、一般口座への移管依頼書の提出が不要（手続不要）である旨を本項(1)ロにおいて留意的に明らかにしている。

4 なお、払出制限期間後に非課税期間が終了した非課税管理勘定及び継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の移管については、NISAの場合と同様となる（措法37の14の2⑤二ロ(2)、ハ(2)、ホ(1)(ii)、ホ(2)、措令25の13の8④⑥⑦）ことから、本項(2)において「37の14-5の2の取

扱いに準ずる。」旨を明らかにしている。

- 5 ところで、払出制限期間後に非課税期間が終了した非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の移管は、未成年者口座管理契約により、措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(2)（非課税管理勘定へのロールオーバー）又はハ(2)（継続管理勘定へのロールオーバー）の移管を除き、同号ホ(1)（ii）及び措置法令第25条の13の8第6項に定める移管（特定口座又は一般口座への移管）をすることとされているが、これらのほか、「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」を提出し、未成年者口座に係る非課税管理勘定の非課税期間終了時に設けられる非課税口座に係る非課税管理勘定への移管も可能であることに留意する（措法37の14⑤二ロ、措令25の13⑪）。

### 第3 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について

#### ○ 法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

##### 【一部改正】

##### (交換の対象となる耕作権の範囲)

58-2の2 法第58条第1項第1号に規定する「農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項《定義》に規定する農地（同法第43条第1項《農作物栽培高度化施設に関する特例》の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）の上に存する耕作（同法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）に関する権利」とは、同号に規定する耕作を目的とする地上権、永小作権又は賃借権で、これらの権利の移転、これらの権利に係る契約の解約等をする場合には農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》、第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》又は第18条第1項《農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限》の規定の適用があるものをいうのであるから留意する。

(注) したがって、これらの条の規定の適用がないいわゆる事実上の権利は含まれないことに留意する。

##### 《説明》

1 農地法においては、「農地とは、耕作の目的に供される土地」と規定されており（農地法2①）、床面を全面コンクリート張りとする等によって耕作できない状態になっている土地は「農地」には該当しないものとして取り扱われていたところ、近年、農業ハウスにおいて収穫用レール等を導入して農作業を効率化したり、耕土を用いない高設棚等による水耕栽培や温度・湿度管理のための環境制御を導入して農作業を高度化したりする取組が行われており、こうした栽培形態では、床面を全面コンクリート張りとするニーズが生じていた。このような状況を踏まえ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）<sup>(注1)</sup>により農地法が改正され、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地について、その床面がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設<sup>(注2)</sup>において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなすことにより、農地法上の農地の範囲に農作物栽培高度化施設の用に供される農地が追加された。

(注) 1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律は、平成30年5月18日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

2 「農作物栽培高度化施設」とは、農作物の栽培の用に供する施設であって農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがない一定の施設をいう（農地法43②）。

2 ところで、居住者が、各年において、1年以上有していた一定の固定資産をその相手方が1年以上有していた一定の固定資産（交換のために取得したと認められるものを除く。）と交換し、その交換により取得した資産（以下「取得資産」という。）をその交換により譲渡した資産（以下「譲渡資産」という。）の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合には、一定の要件の下で、その譲渡資産（取得資産とともに金銭その他の資産を取得した場合には、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額に相当する部分を除く。）の譲渡がなかったものとみなして、譲渡益に対する課税の繰り延べ

が認められている（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例、所法58）。

本特例の適用対象となる固定資産には、農地法に規定する農地の上に存する耕作に関する権利を含むこととされていたところ、上記の農地法の改正に伴い、農作物栽培高度化施設の用に供される農地の上に存する権利についても引き続き、農地の上に存する権利と同様に本特例の対象とすることとされ、具体的には、農作物栽培高度化施設の用に供される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利が本特例の適用対象に追加された（所法58①）。

- 3 上記2の改正を受け、本項は、固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の適用対象となる耕作権の範囲について、所要の改正を行ったものである。